

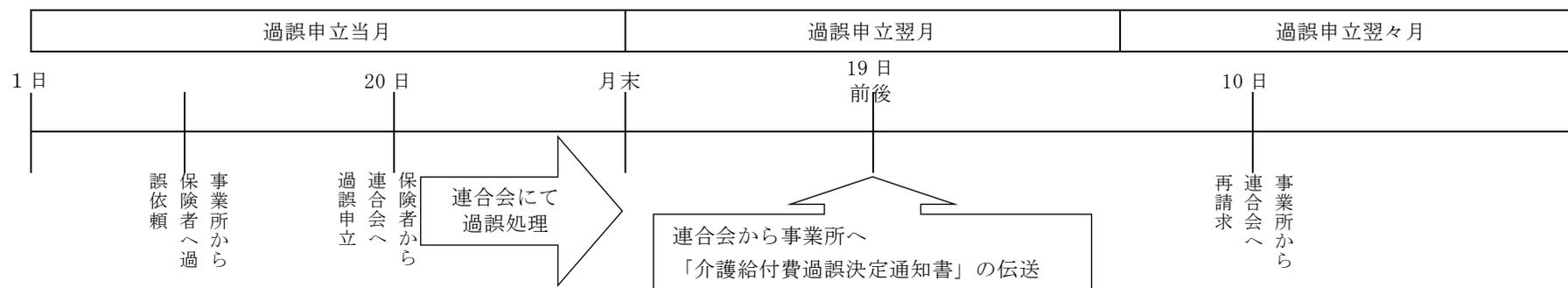
事業所の過誤（取り下げ）依頼から連合会への再請求まで

【前提】岐阜県では過誤をする場合は保険者へ依頼してください。

保険者に過誤依頼をする前に、過誤対象の介護給付費が支払われている事を確認してください。

給付管理票は過誤できません。

①通常過誤の場合（請求誤り等により、少数を過誤する場合）



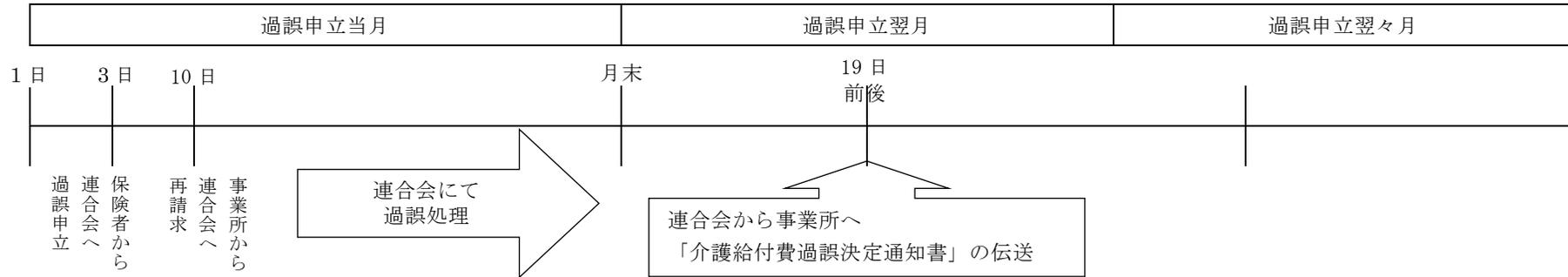
○日程

項番	イベント	基準日	送付元 → 送付先
1	過誤依頼	保険者設定の締切日（要確認）	事業所 → 保険者
2	過誤申立情報の締切	過誤申立当月 20日	保険者 → 連合会
3	介護給付費過誤決定通知	過誤申立翌月 26日	連合会 → 事業所
4	再請求受付締切	過誤申立翌々月 10日	事業所 → 連合会

○留意事項

過誤が決定されないうちに再請求されるとANN4エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。再請求する場合は必ず「介護給付費過誤決定通知書」で確認してください。

②同月過誤の場合（原則、監査等の結果により、多数を過誤する場合に限る）



○日程

項番	イベント	基準日	送付元 → 送付先
1	過誤依頼	保険者設定の締切日（要確認）	事業所 → 保険者
2	過誤申立情報の締切	過誤申立当月 3 日	保険者 → 連合会
3	再請求受付締切	過誤申立当月 10 日	事業所 → 連合会
4	介護給付費過誤決定通知	過誤申立翌月 26 日	連合会 → 事業所

○留意事項

必ず過誤申立当月と同月に再請求を行ってください。再請求忘れやエラーが発生した場合は、戻入(※)が発生する可能性があるあるので注意してください。

※ 戻入とは、『請求（再請求＋当月請求）金額＜過誤金額』の場合、事業所から国保連合会に介護給付費（請求と過誤の相殺結果、なお残る過誤金額）を戻し入れる事。